

議案第12号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、法人市町村民税の法人税割については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第16条第1項の規定により、不均一の課税をすることとし、平成24年度までは現行どおりとする。

議案第12号参考資料

長岡市の制度に統一するもの

税 目		長岡市	川口町	調整方針案	備 考
(1) 個人市町村民税	均等割	3,000円		—	(地方税法の標準税率)
	所得割	6%		—	(地方税法の標準税率)
	納 期			長岡市の制度に統一する。	地方税法では、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、原則として、6月、8月、10月及び1月中において、当該市町村の条例で定めることとしている。
	第1期	6月16日～30日	6月16日～30日		
	第2期	8月16日～31日	7月16日～31日		
	第3期	10月16日～31日	8月16日～31日		
	第4期	1月16日～31日	9月16日～30日		
	第5期		10月16日～31日		
	第6期		11月16日～30日		
第7期		12月16日～31日			
第8期		1月16日～31日			
(2) 市町村たばこ税	税 率	1,000本単位の税率		—	(地方税法の税率)
(3) 軽自動車税	税 率	軽自動車の種類毎の税率		—	(地方税法の標準税率)
	納 期	5月16日～31日		—	
(4) 入湯税	税 率	入浴客1人 1泊 150円 日帰り 50円		—	

(5) 鉱産税	税 率	標準税率		—	(地方税法の標準税率)
(6) 固定資産税	税 率	1.4%		—	(地方税法の標準税率)
	納 期			長岡市の制度に統一する。	地方税法では、原則として、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定めることとしている。
	第1期	4月16日～30日	6月16日～30日		
	第2期	7月16日～31日	7月16日～31日		
	第3期	12月16日～28日	8月16日～31日		
	第4期	2月16日～末日	9月16日～30日		
	第5期		10月16日～31日		
	第6期		11月16日～30日		
	第7期		12月16日～31日		
第8期		1月16日～31日			
(7) 特別土地保有税	税 率	保有分 1.4%	取得分 3.0%	—	平成15年度から当分の間、課税停止。
(8) 都市計画税	税 率	0.2%	(都市計画区域が設定されていない。)	—	

長岡市の制度に統一するが、一部調整を行う税目

税 目		長岡市	川口町	調整方針案	備 考
(1) 法人市町村民税	均等割	資本金等の額、従業者数に応じ、9段階の標準税率 5万円～300万円		—	(地方税法の標準税率)
	法人税割	14.7% (地方税法の制限税率)	12.3% (地方税法の標準税率)	長岡市の制度に統一する。ただし、不均一課税を実施する。	平成24年度までは現行どおりとする。